

令和元年11月定例農業委員会議事録

開会 11月25日（月）午前9時

（欠席委員）鈴木委員、深谷（良）委員

（事務局出席者）原田事務局長、富田主幹、酒井主任主査、山口主事、
川野主事

（傍聴人） 0名

議長：それでは、ただいまから11月定例農業委員会議事録を開催します。

本日は、鈴木文生委員、推進委員の深谷良金委員から欠席する旨の届け出を受けております。現在の出席農業委員は11名です。農地利用最適化推進委員は8名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。12番、岡本委員、1番、増岡委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。

事務局から説明がありました番号1、三好下の件につきまして、地元の野々山委員から意見を申し上げます。

野々山委員：申請地につきましては、毎年行っております利用状況調査の際に草が多いということで、事務局から農地の適正管理をお願いする旨の文書を発送していただいていると思いますが、今後はそれが改善されるということです。また、受け人につきましては、自宅から5分程度でこの申請地に着きますし、現在所有している農地が位置図にあります。ほとんどが水田で水稲の作付けをしております。県道に隣接する四角い土地については、柿が植わっており、栽培をしている状況でございますので、申請地につきましても今後、適正に管理されるということが認められます。問題ないと思います。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見がないようでありますので、採決に移ります。
番号1について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については許可することとします。
続きまして、番号2、福田の件につきまして、地元の酒井委員から御意見をお願いします。

酒井委員：渡し人、受け人の関係は義理の姉弟ということで、兄嫁から弟への譲渡ということです。現在も野菜畑として管理されていますが、引き続き野菜をつくるということで確認していますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号2について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2については許可することとします。
続きまして、番号3、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：位置図の写真で、奥が竹やぶになっていまして、太陽光発電を行うにはあまり日照条件がよくない地域ではありますけれども、受け人はやる気があり、ここで営農をやりたいということです。草が繁茂しまして大変だと思いますが、大型の草刈り機を購入されたそうですので、労働総数が1人ではあります、この機械で対応されるということで、営農ができると思います。問題はないと思います。以上です。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号3について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3については許可することとします。
続きまして、番号4、筋生の件につきまして、地元の小河委員から意見をお願いします。

小河委員：農地の面積が43平米の土地を東京都に住む人が耕作をするというのは、もともと無理があった農地です。隣接地の人が買い取って、一体で耕作をするというのは、農地の効率化にもつながりますので、問題ないと思います。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号4について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成により、番号4について、許可することとします。

《採決結果：議案第30号 全員賛成4件》

議長：続きまして、議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました番号1、明知上の件について、地元の深谷委員から御意見をお願いします。

深谷(明)委員：現地の地図の右側が受け人の本家になっておりまして、現状では畑に

なっていますが、庭のような感じで使用している土地です。周辺農業にも影響はありませんし、地元で娘さんが帰ってくるということで、申請に対しては問題ないと思います。質問ですが、一体利用地という形になっていますけれども、申請した以外の左側と右側の農地は転用になるのですか。

事務局：太線で囲われた細長い土地が現況農地として農地転用の申請地となっている土地でありまして、中央部分の斜線が掛かっている土地が現況、登記ともに宅地となっている部分です。この宅地につきましては、事業地には含まれますが、農地転用の該当地には当たりません。

林委員：今の件ですが、登記が宅地であっても現況が農地であれば、転用面積に含めるべきだと思います。今回はこれでいいかもしれませんが、今後は現況が農地であれば転用面積に含むようにすべきだと思います。

事務局：今までの取り扱いもそうですけれども、登記が宅地であっても、現況が農地の場合は申請面積に含まれ、農地転用の対象の土地となります。今回につきましては、現在も宅地としての利用がされておりますので、含んでないという形になります。

議長：それでは、ほかに御意見がないようでありますので、番号1について、採決をとります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号2、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御意見をお願いします。

近藤(雅)委員：現地の確認をしたのですが、道路と書いてあるところに排水路がありました。西側に排水路とありますけれども、ここには排水路は現状ないです。図面が間違っていると思いますので、御確認いただきたいです。また、受け人の方が今後10年は頑張れるということですのでけれども、その後は娘夫婦が引き継いでやるということですので、頑張りたいと思います。以上です。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、番号2について採決をとります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2については、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号3、高嶺の件につきまして、地元の近藤委員から御意見をお願いします。

近藤(浩)委員：地元で合同説明会を行った際にも特に意見はなく、排水について支障なしということでしたので、何も問題はありません。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号3については、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第31号 賛成3件》

議長：続きまして、議案第32号については、加納勇委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、議案第32号、相続税の納税猶予にかかる証明願について、

事務局から説明を求めます。

【議案第32号、相続税の納税猶予にかかる証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました番号1、三好下の件につきまして、地元の野々山委員から御意見を申し上げます。

野々山委員：現地の確認をしましたが、農事組合法人が水稻を作付けされている土地でございますし、申請人につきましても、御主人が地元で水稻を一生懸命やってみえる方ですので、証明証を発行するのは問題ないと思います。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようですので、採決に移ります。

番号1について、証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については、証明書を発行することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第32号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第33号については、近藤元壽委員、加藤英幸委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：議案第33号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【議案第33号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤委員：15ページで、貸し付け面積が2,774平米とありますが、今後はそれにプラス2,848平米になるという説明でよろしいですか。

事務局：そのとおりです。現在貸し付けしている面積が2,774平米であり、今回新たに貸し付けされるのが2,848平米なので、貸し付け面積に2,848平米が今後加わる形になります。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第33号 全員賛成1件》

議長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和元年10月分農地転用届出の受理状況について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、ないようでありますので、以上で予定しました議事は全て終了いたしました。

これをもちまして議長の職を終了させていただきます。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて11月の農地利用最適化推進会議を開かせてい

たきます。今月の協議、報告事項につきましては4件ございます。

事務局：《資料に基づき説明》

- 1、農業委員会組織による令和元年台風第19号等災害義援金の募集について
- 2、農業者年金制度の加入推進活動について
- 3、農業委員等改選スケジュールについて
- 4、農業委員等の綱紀粛正について

事務局：それでは、これもちまして11月の会議を終了させていただきます。
御起立をお願いします。

一同、礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時10分)